

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおり

である。

- (1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、請求人は、労働保険再審査請求書において、要旨、平成〇年〇月〇日頃に電話で不支給決定の結論のみを聞いたが、療養補償給付不支給決定通知（以下「不支給決定通知」という。）を受領した記憶はないと述べている。
- (2) 不支給決定通知の発送日及び不支給決定通知が請求人に到達した日については、郵便物発送簿の保存年限が過ぎており不明である。

しかしながら、労働基準監督署に保存されていた不支給決定通知の写しが平成〇年〇月〇日付けであること、平成13年3月30日付け基発第237号通達「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」において、要旨、不支給決定を行ったものについては、「不支給決定通知」を請求人あて簡易書留郵便にて通知することと規定されていることから、監督署長は平成〇年〇月〇日、請求人に対し、簡易書留郵便にて不支給決定通知を発送したものと推認でき、社会通念上、発送した翌日ないし翌々日までには請求人に配達されているものと解される。そうすると、たとえ配達時に請求人が不在であったとしても、返送された形跡がないことから、郵便局での保管期間である7日以内には請求人に到達したものと解され、請求人は、不支給決定通知書を遅くとも平成〇年〇月〇日までには受け取ったものと判断できる。

- (3) しかるに、請求人が審査官に請求書を提出したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件審査請求は、明らかに法定の請求期間を経過した後にされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、労働保険再審査請求書において、要旨、①平成〇年〇月〇日に審査官から教えてもらうまで審査請求に期間制限のあることを知らなかったこと、②監督署長から教示を受けていない又は教示文の記載された書面を請求人が受け取っていないこと、③仮に教示文の記載された書面を請求人が受け取っていたとしても、当時、請

求人うつ病にり患しており、審査請求手続を行うことは困難であったことを述べている。

しかしながら、上記のとおり、請求人に不支給決定通知が届いていないとの主張は認め難く、請求人が原処分不服のある場合の対応については、不支給決定通知において教示（請求期間について不動文字で印刷）されているところであり、同通知が請求人に到達した時点以降、請求人は、請求期間について知り得る状態にあったものである。また、当時うつ病にり患していたとの理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、労審法第8条第1項ただし書の規定による正当な理由により期間内に審査請求することができなかったことを疎明したものとは認められないことから不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 5 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。